

平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》

事業の概要	事務事業名	児童就学援助費等扶助事業						担当部	教育委員会事務局			
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	学校教育課				
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	学校教育係			
	総合計画 分野別計 画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		1 教育を支える学習環境を整備する					
		副目的										
	予算区分	款	10	項	2	目	2	大	3	中	1	
	根拠法令・個別計画	学校教育法 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 小牧市就学援助費事務取扱要綱										
	実施・運営 方法	<input type="radio"/> 市が直接実施・運営				地域住民組織		一部又は全部委託				
		指定管理・外郭団体		名称:								
		NPO・その他		名称:								
目的 (対象をどの様な状態にするのか)	<p>【就学援助費】 経済的理由により就学が困難な児童の保護者について、学用品費等を給与するなど必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>【特別支援教育就学奨励費】 小中学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者等の経済的負担を軽減することを目的とする。</p>											
内容 (手段)	<p>【就学援助費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:生活保護受給者及びこれに準ずる児童の保護者 ・支給費目:給食費(実費)・学用品費(国が定める限度額以内)・校外活動費(国が定める限度額以内)・新入学学用品費(国が定める限度額以内)・修学旅行費(実費)・医療費(実費)・体育実技用具費(国が定める限度額以内)・児童会費(国が定める限度額以内)・PTA会費(国が定める限度額以内) ※生活保護受給者は、修学旅行費、医療費のみ支給 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) <p>【特別支援教育就学奨励費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者:特別支援学級に入級している全児童(就学援助費受給者は対象外) ・支給費目:給食費・学用品費・校外活動費・新入学学用品費・修学旅行費・医療費・体育実技用具費 ※支給額については、就学援助費の1/2 ・支給時期 年3回(7・12・3月末) 											
受益者負担	無	内容										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額	
コスト	直接経費		千円	44,350	45,772	59,008
	正職員	従事者数	人	0.50	0.50	0.50
		人件費	千円	2,682	2,682	2,682
	その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00
		人件費	千円	0	0	0
	費用合計		千円	47,032	48,454	61,690
	対前年比		%		103.0	
財源	一般財源		千円	45,977	47,277	60,559
	国・県支出金		千円	1,055	1,177	1,131
	その他財源		千円	0	0	0

業 績	活動指標	活動指標名		単位	H21	H22	H23	
		就学援助費申請者数	人	目標	—	—	—	
				実績	851	841		
		特別支援就学奨励費申請者数	人	目標	—	—	—	
				実績	96	114		
		成果指標名	単位	目標	H21	H22	H23	
	実績			—	—			
	績	成果指標	成果指標名		単位	H21	H22	H23
			特別支援就学奨励費認定者数	人	目標	—	—	—
					実績	96	114	
				目標				
	実績							

事業の自己評価（一次評価）	事業目的の達成状況	学校事務職員に対し事務説明会を開催し、申請事務が円滑にすすむよう努めた。就学援助費については申請者が減少したが、特別支援就学奨励費については申請者が増加した。判定にあたっては、明確な所得基準を設け、事務を進めた。				
	事業を廃止・休止したときの影響	経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担が増加し、義務教育の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。				
	判定	B	市が実施(改善が必要)			
	判定理由	今後も経済的理由により就学が困難な児童及び特別支援学級へ就学する児童の保護者の経済的負担を軽減する必要があるため、現状維持が妥当と判断した。				
	今後の事業の方向性（今後の取組み・改善計画等）	申請書及び所得状況の確認書類を厳格に確認し、適正な審査が行えるように、マニュアルを作成する。 将来的には、住民記録システムと連動したシステムの導入を検討する。				

二次評価	判定	B	市が実施(改善が必要)			
	判定理由	一次評価のとおり				